

松山市移住者住宅改修支援事業

補助対象事業及び補助金の額

補助対象事業		補助金の額	
空き家の改修 (50万円未満(税別)である場合は補助対象となりません。)	木工事	部屋の増改築, 間仕切りの変更及び床材, 内壁等の変更等	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は200万円(子育て世帯にあっては, 400万円)のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)
	屋根工事	屋根材のふき替え, 雨漏りの修理, 屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具の取替え, 断熱サッシの工事, シャッターの取付け等	
	建具工事	ドアノブ, 鍵, 戸車, レール等の取替え等	
	内装工事	床, 天井, 壁等のクロスの貼替え等	
	外装工事	外壁の改修, 張替え, 塗替え, コーキング補修等	
	塗装工事	屋根及び外部鉄部の塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁の塗替え及びタイルの貼替え, 補修等	
	給排水設備工事	給湯設備, 浴室, 洗面, トイレ及び台所の改修等	
	電気設備工事	老朽電気配線及びコンセントの取替え等	
	エクステリア工事	空き家と一体化しているテラス及びベランダの設置, 改修等	
	省エネ設備工事	空き家に組み込まれる省エネ設備(家庭用蓄電池, 高効率給湯器, 雨水貯蓄設備等をいう。)の設置	
	外構工事等	車庫, 物置, 倉庫, 門扉, 壁等の工事, 植木のせん定, 除草等(住宅の改修に併せて行うものに限る。)	
家財道具の搬出等 (5万円未満(税別)である場合は補助対象となりません。)	空き家の入居又は空き家の改修を行うための不要な家財道具の搬出入, 処分又は清掃	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)	